

20八教学総発第108号  
平成20年6月25日

八王子市監査委員 中 田 美 保 殿  
村 山 博 夫 殿  
森 英 治 殿  
両 角 穰 殿

八王子市教育委員会

委員長 小田原 榮

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のと  
おり通知します。

平成16年度

|              |  |
|--------------|--|
| 監査テーマ        | 需用費のうち消耗品費及び修繕料に関する財務事務の執行について   |
| 監査項目         | 小中学校の需用費のうち修繕料について   |
| 指摘項目         | 修繕料と工事請負費の区分について   |
| 区 分          | <input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見   |
| 指摘内容<br>(概要) | 修繕料として処理されている項目のうち、その工事の性質が修繕とは言い難く、工事請負費的な性質の強い支出が散見された。修繕料及び工事請負費の区分は厳密になされるべきである。   |
| 措置内容         | 従来修繕料で支出していた項目のうち工事請負費として支出すべきものについて整理し、平成20年度から修繕料の他に、工事請負費（施設維持工事費）として小・中学校費に1,000万円を予算措置した。（例：窓ガラス・畳の取替えなど施設の維持管理又は現状回復を目的とするものを修繕と、フェンスの増設、手すりの設置など機能の向上、高所のため足場が必要であるなど工事的要素が強いものを工事請負と区分した。） |
| 措置時期         | 平成20年4月1日  |
| 所管部課         | 学校教育部 施設整備課  |

## 平成17年度

|              |  |
|--------------|--|
| 監査テーマ        | 公の施設の管理運営について  |
| 監査項目         | 八王子市こども科学館   |
| 指摘項目         | 利用申込   |
| 区分           | <input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見 |
| 指摘内容<br>(概要) | 人気のある教室等については、市民と市民以外を区別した方が望ましい。                                  |
| 措置内容         | 教室等の開催を多くしていることから、申し込みについては区別していないが、事業の案内の時期については、市民と市民以外とを区別している。 |
| 措置時期         | 平成19年7月1日  |
| 所管部課         | 生涯学習スポーツ部 こども科学館   |